

総合科学技術会議が事前評価を実施した国家的に重要な研究開発「イネゲノム機能解析研究」(農林水産省)の事後評価について(案)

1. 事後評価の実施について

「総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について(平成 17 年 10 月 18 日 総合科学技術会議決定)」(以下「評価に関する本会議決定」という)において、総合科学技術会議が事前評価を実施した研究開発のうち、研究開発が当該年度の前年度に終了したのものについては、事後評価を行うものとされている。

今般、2の研究開発が平成 19 年度をもって終了したことから、評価に関する本会議決定に基づき本年度にその事後評価を実施する。

2. 評価対象

「イネゲノム機能解析研究」 【農林水産省】

- 計画時予算総額： 450 億円 (実行額： 142 億円)
- 計画時実施期間： 平成 15 年度～平成 19 年度

<概要>

本プロジェクトは、イネの新品種開発、小麦等の主要穀物等への応用、機能性成分を含む新植物創出を目指し、作物ゲノム研究のモデル植物であるイネゲノムの全塩基配列を解読し、遺伝子破壊系統など種々の研究基盤を設備し、イネの重要形質に関わる多数の有用遺伝子の機能等を解析したものである。

<総合科学技術会議における評価の経緯>

- 事前評価： 平成 14 年 12 月 25 日 (総合科学技術会議決定)
- 事前評価のフォローアップ：
平成 16 年 8 月 4 日 (評価専門調査会)

3. 事後評価の実施方法

評価は、「総合科学技術会議が事前評価を実施した研究開発に対する事後評価の調査検討等の進め方について」(平成21年1月19日評価専門調査会)に従って、評価検討会を設置して調査検討等を実施するものとする。

○評価検討会の設置

(委員案)

【総合科学技術会議議員】

奥村 直樹
本庶 佑

【評価専門調査会専門委員】

(座長代理) 飯島 貞代 (株)三菱ケミカルホールディングス 三菱化学フェロー
小林 麻理 早稲田大学政治経済学術院 教授
(座長) 廣橋 説雄 国立がんセンター 総長

【招聘委員】

大塚 善樹 武蔵工業大学環境情報学部 准教授
河野 重行 東京大学大学院新領域創成科学研究科・先端生命科学専攻 教授
生源寺 眞一 東京大学大学院農学生命科学研究科長・教授
田中 良和 サントリー(株) R&D推進部植物科学研究所長
中村 祐輔 東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター長 ゲノムシーケンス解析分野 教授
(兼務)理化学研究所ゲノム医科学研究センター所長

4. 実施スケジュール(予定)

平成21年1月19日 評価専門調査会

- 農林水産省から研究開発成果の概要等の聴取
- 評価検討会の設置(決定)

平成21年1月～3月

第1回 評価検討会

- 評価検討会における調査検討の進め方
- 農林水産省から研究開発成果の詳細等の聴取及びそれに対する質疑

第2回 評価検討会

- 農林水産省から追加質問事項の聴取及びそれに対する質疑
- 調査検討とりまとめの方向等の検討

第3回 評価検討会

- 調査検討とりまとめ案に対する農林水産省の見解等の聴取及びそれに関する質疑
- 調査検討のとりまとめの検討

平成21年3月 評価専門調査会

- 評価検討会の調査結果の報告
- 評価結果案のとりまとめ

平成21年3月～ 総合科学技術会議

- 評価結果の審議・決定
- 総合科学技術会議議長から実施府省大臣宛に通知等

総合科学技術会議が実施する国家的に重要な 研究開発の評価について

平成17年10月18日
総合科学技術会議

1. 評価目的

内閣府設置法第26条第1項第3号に基づき、国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、総合科学技術会議において大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発の評価を行い、その結果を公開するとともに、評価結果を推進体制の改善や予算配分に反映させる。

2. 評価対象

(1) 大規模研究開発

①新規の研究開発（事前評価）

新たに実施が予定される国費総額が約300億円以上の研究開発

②継続中の研究開発（中間評価）

①の評価を実施した研究開発のうち、関係府省等による中間評価の実施状況等を踏まえ評価専門調査会が中間評価の必要を認めたもの

③終了した研究開発（事後評価及び追跡評価）

①の評価を実施した研究開発のうち、研究開発が当該年度の前年度に終了したもの及び評価専門調査会が追跡評価の必要を認めたもの

(2) 総合科学技術会議が指定する研究開発

総合科学技術会議が以下の視点等から評価の必要を認め指定する研究開発

- ・ 科学技術や社会経済上の大幅な情勢変化が見られるもの
- ・ 計画の著しい遅延や予定外の展開が見られるもの
- ・ 社会的関心が高いもの（倫理、安全性、期待、画期性等）
- ・ 国家的・府省横断的な推進・調整の必要が認められるもの

指定に当たっては、評価専門調査会が、府省等における対応の状況も踏まえつつ、総合科学技術会議による評価の必要の有無を調査・検討する。

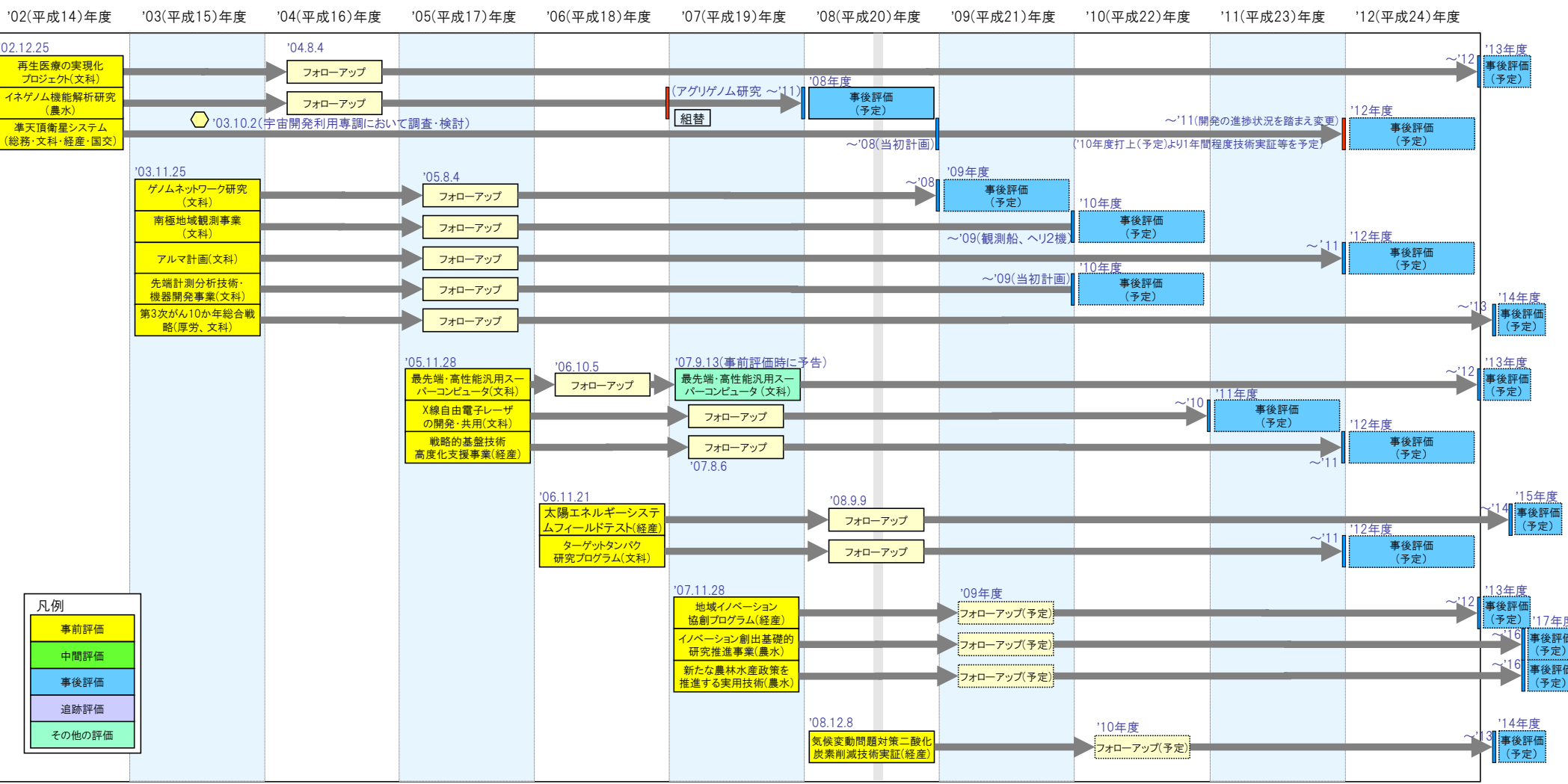
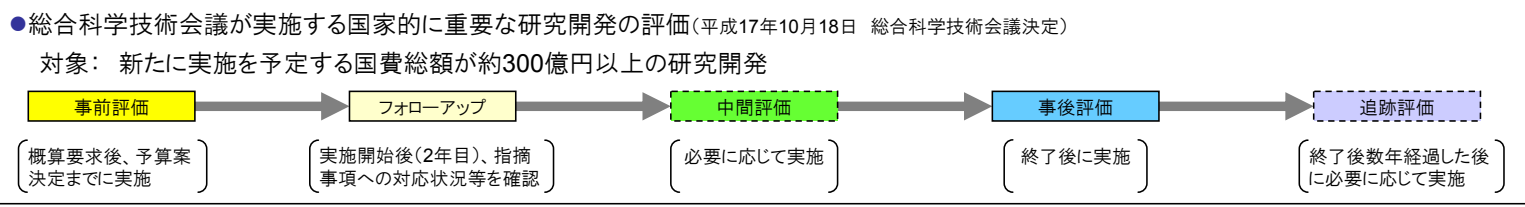
3. 評価方法

評価専門調査会が、必要に応じて外部の専門家・有識者を活用し、府省における評価結果も参考として調査・検討を行い、その結果を受けて総合科学技術会議が評価を行う。

4. その他

大規模研究開発のうち新規の研究開発については、総合科学技術会議が実施する事前評価における指摘事項への各府省及び研究実施機関の対応状況等について、研究開発が開始された後に評価専門調査会がフォローアップを行う。

国家的に重要な研究開発(大規模研究開発)の評価



凡例

- 事前評価
- 中間評価
- 事後評価
- 追跡評価
- その他の評価